

変更前 指定居宅介護支援事業所桜ホーム

長野市篠ノ井ニツ柳大当1432番地3

平成15年4月1日

変更後 長野市在宅介護支援センター桜ホーム

〃

高齢福祉課

長野県告示第375号

昭和49年長野県告示第140号(地方自治法施行令による指定代理金融機関及び収納代理金融機関指定)の一部を次のように改正します。

平成15年7月24日

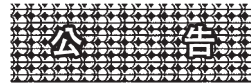
長野県知事 田中康夫

別表第2中

「	〃	茅野上原支店	茅野市
伊那信用金庫	本店	伊那市	
〃	伊那北支店	〃	
〃	辰野支店	上伊那郡辰野町	
〃	東支店	伊那市	
〃	箕輪支店	上伊那郡箕輪町	
〃	高遠支店	〃 高遠町	
〃	小野支店	〃 辰野町	
〃	宮木支店	〃	
〃	南箕輪支店	〃 南箕輪村	
〃	春近支店	伊那市	
〃	竜東支店	〃	
〃	信大前支店	上伊那郡南箕輪村	
〃	いほく支店	〃 箕輪町	
〃	ナイスロード支店	伊那市	
赤穂信用金庫	本店	駒ヶ根市	
〃	東支店	〃	
〃	宮田支店	上伊那郡宮田村	
〃	飯島支店	〃 飯島町	
〃	上片桐支店	下伊那郡松川町	
〃	福岡支店	駒ヶ根市	
〃	中川支店	上伊那郡中川村	
〃	南支店	駒ヶ根市	
〃	アルプス支店	〃	
新井信用金庫	黒姫支店	上水内郡信濃町	」
を			
「	〃	茅野上原支店	茅野市
アルプス中央信用金庫	本店営業部	伊那市	
〃	赤穂営業部	駒ヶ根市	
〃	宮田支店	上伊那郡宮田村	
〃	飯島支店	〃 飯島町	
〃	上片桐支店	下伊那郡松川町	
〃	赤穂東支店	駒ヶ根市	
〃	福岡支店	〃	
〃	中川支店	上伊那郡中川村	
〃	南支店	駒ヶ根市	
〃	アルプス支店	〃	
〃	伊那北支店	伊那市	
〃	辰野支店	上伊那郡辰野町	
〃	箕輪支店	〃 箕輪町	

〃	高遠支店	〃 高遠町	
〃	小野支店	〃 辰野町	
〃	伊那東支店	伊那市	
〃	宮木支店	上伊那郡辰野町	
〃	春近支店	伊那市	
〃	竜東支店	〃	
〃	南箕輪支店	上伊那郡南箕輪村	
〃	信大前支店	〃	
〃	いほく支店	〃 箕輪町	
〃	ナイスロード支店	伊那市	
新井信用金庫	黒姫支店	上水内郡信濃町	」
に改める。			

会計課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成15年7月24日

長野県知事 田中康夫

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
内部事務総合システム運用支援及び保守業務委託一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県経営戦略局人事活性化チーム
(2) 所在地 長野市大字南長野野幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成15年5月28日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 富士通株式会社長野支社
(2) 所在地 長野市岡田町215-1
- 落札金額
39,690,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成15年4月17日

人事活性化チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年7月24日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

長野県庁舎(本館、議会棟、議会増築棟、西庁舎及び東庁舎をいう。)で使用する電気

予定使用電力量 6,620,000kWh

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

平成15年10月1日から平成16年9月30日まで

(4) 調達場所

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県庁舎

(5) 入札方法

入札金額は本県で示す契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単一の単価及び使用電力量に対する単価(同一月においては単一のものとする。)を記載してください。

落札者の決定は本県で示す予定使用電力量の対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金の総額で行いますので、入札金額と併せて電気料金総額を記載してください。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとしします。)をもって落札価格とします。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の物件の買入れの欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 電気事業法第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。

(5) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要の体制が確保されていること。

(6) 本公告に示した調達産品に関し、供給開始日から確実に安定した供給が可能である者であること。

3 入札説明書の交付、交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により入札に参加する者1人に対し、1部を無償で交付します。なお、郵送により交付を希望する場合には、当該郵送料を添えて申請してください。

(2) 交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年9月1日(月) 午前10時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟 502号会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成15年8月29日(金) 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県総務部管財課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、本公告に示した調達産品を安定して供給できることを証明するための書類(以下「競争入札参加資格確認申請書」という。)及び確認書類を平成15年8月25日(月)午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。

なお、開札日の前日までの間に競争入札参加資格確認申請書及び確認書類に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は単価契約とします。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書によります。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 6,620,000kWh to be used in the prefectural government buildings

(2) Contract duration:

From October 1, 2003 until September 30, 2004

- (3) Place where the product is procured:
The prefectural government buildings
Address: 692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano,
Nagano City
- (4) Contact point for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
Property Administration Division, General Affairs
Department,
Nagano Prefectural Government
692-2 Aza Habashita, Oaza Minaminagano, Nagano
City
TEL 026-235-7045
- (5) Time and place for the tender:
Time:10:00 AM September 1, 2003
Place: Meeting Room 502, Nagano Prefectural
Government Prefectural Assembly Extension
Building
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery
place:
Time: 5:00 PM August 29, 2003
Place: Property Administration Division, General
Affairs Department, Nagano Prefectural
Government
380-8570

管財課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 宅老所 赤とんぼ
- 3 代表者の氏名
森 政 雄
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字須坂字金井原1525番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、痴呆性高齢者の社会的孤立感の解消及び、心身の機能維持、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る事業を行うことにより、物を中心とした社会から人間を中心とした社会システムへの転換と、住民主体によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年7月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年7月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 わっこ自立福祉会
- 3 代表者の氏名
加藤 莊次郎
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字上田原1205-8
- 5 定款に記載された目的
本会は、障害者が自立生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年7月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 許可番号
平成11年11月16日 長野県指令11建第17-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
佐久市大字瀬戸字櫻山408-1、字泓1038の内、字泓上1062-3、1062-4、1097、1103、1104-4、字中庭1107-4、字西原1183、字下原1220-1、1228-2、1229-4、1232-2、1241-2の内、字深堀1268-1、1271、1298-1の内、1299、1310の内、1312、1313、1320、1322、字狐塚1331の内、1333、1334、1335-2、1335-3、1348-2、1348-3、1352-1の内、1357、1360-2、1360-3、1366の内、1371、1374-1、字残塚1391-3、1397の内、1398-2、1404-1の内、1406-2、1423の内、1426-1、1432、1433、1434-1、1435、1436、1437、1439、1443-1、字八反田上1457の内、1459、1482-1、1482-2、1482-10の内、1485、字東千石平1494、字西千石平1581-3、1578-1、1579-1、字八反田1797
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐久市大字中込3056
佐久市土地開発公社 理事長 三浦大助

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年7月24日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

1(1) 許 可 番 号

平成15年1月29日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第14-31号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市大字中込字新町尻2270の内、字大星2293-1の内、2297-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市大字中込3089

株式会社進和不動産 代表取締役 宮 川 進 治

2(1) 許 可 番 号

平成15年6月2日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-9号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市大字岩村田字下久保田297-4、298-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区飯田橋3-13-1

大和リビング株式会社 代表取締役 楠 勲

3(1) 許 可 番 号

平成15年3月28日 長野県佐久地方事務所指令14佐地建第14-37号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

佐久市大字桜井字橋詰1095-1、1095-8、1095-9、1095-10、1095-11、1095-12、1095-13、1095-14、1096-1、1096-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

佐久市大字岩村田250-1

有限会社フジヨシエステート

代表取締役 工 藤 善 治

4(1) 許 可 番 号

平成15年5月28日 長野県佐久地方事務所指令15佐地建第10-8号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

小諸市大字御影新田字塚ノ前1327-1、1333-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小諸市大字御影新田2724-3

有限会社御和不動産 取締役社長 塩 川 勝

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年7月24日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

1(1) 許 可 番 号

平成15年4月2日 長野県指令14建第30-31号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字宗賀字洗馬2445-1、2445-2、2447-1、2447-2、2448-2

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市大字宗賀字洗馬2877

有限会社テスコ 代表取締役 高 木 慶 治

2(1) 許 可 番 号

平成15年6月24日 長野県指令14建第30-34号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

塩尻市大字広丘高出字北原2020-10

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市鎌田1-2-9 船 木 憲 夫

3(1) 許 可 番 号

平成15年7月1日 長野県指令15建第1-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

南安曇郡豊科町大字南穂高5020-5

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南安曇郡穂高町大字柏原1050-8 サンテラス藤原A202

最 上 善 雄、最 上 純 子

建築管理課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成15年7月24日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

1 許 可 番 号

平成15年6月26日 長野県指令14建第31-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字小布施字唐沢2452-18、2452-26

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上高井郡小布施町大字小布施2452-26

高 沢 基 文

建築管理課